（建物名称等）消防計画

　　年　月　日作成

# 目的及び適用範囲

この計画は、消防法第８条の規定に基づき、火災を予防するともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ　　　部分に勤務等する者は、この計画を遵守する。

〔防火管理業務の委託　あり　・　なし〕

【↓防火管理業務の委託を行う場合】

# 防火管理業務の一部委託　〔　あり　・　なし　〕

１ 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

２ 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

３ 防火・防災管理業務の委託状況　〔　常駐　・　巡回　・　遠隔移報　〕

別添「防火管理業務委託状況票」（その１）～（その３）のとおり。

# 管理権原者の責任

１ 管理権原の及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

２ 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

３ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

４ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。

【↓その他特記事項がある場合】

５

# 防火管理者の業務

防火管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。

１ 点検・監督業務

(1) 火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修

建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(2) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修

(3) 避難施設、防災設備等の検査・点検の実施と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(4) 防火・防災担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

(5) 火気の使用、取扱いの指導、監督

２ 教育・訓練業務

(1) 従業員に対する防火・防災の教育の実施

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討

(3) 放火防止対策の推進

３ 管理業務

(1) 収容人員の管理

(2) 消防機関への届出及び連絡等

(3) 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置

４ 点検立会業務

(1) 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示

(2) 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示

(3) 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立

〔防火対象物点検の要否　必要　・　不要〕

【↓防火対象物点検が必要な場合】

(4) 防火対象物点検の立会い又は立会いの指示

５ 管理権原者への提案・報告業務

(1) 防火・防災管理業務を遂行する上での提案

(2) 点検・検査の結果についての報告

６ その他防火・防災管理上必要な業務

〔統括防火管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火管理者が選任されている場合】

(1) 防火・防災管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告

〔防災センター　あり　・　なし　〕

【↓防災センターがある場合】

(2) 防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

〔自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルを作成する場合】

(3) 自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成及び徹底

【↓その他特記事項がある場合】

(4)

# 火災予防上の点検等

１ 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、日常点検票（別表１）、別紙「自主点検票」に基づき実施する。

| 種別 | 実施時期 | 実施者 | その他必要な事項 |
| --- | --- | --- | --- |
| 日常（日常点検票） |  |  |  |
| 定期（自主点検票） | 月・　月 |  |  |

〔統括防火管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火管理者が選任されている場合】

なお、不備欠陥事項の改修は、全体についての消防計画に基づく権原の範囲により責任を有する管理権原者が行う。

２ 法定点検等及び報告

(1) 防火管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

(2) 消防用設備等の点検・報告について、建物所有者が実施しているか確認し、必要があれば、事業所（テナント）の責任で、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

〔防火対象物点検の要否　必要　・　不要　〕

【↓防火対象物点検が必要な場合】

(3) 管理権原者は、防火対象物点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

(4) 防火管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

# 従業員が守るべき事項

１ 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。

２ 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

３ 喫煙は、指定された場所で行う。

４ 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。

５ 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。

６ ガス機器を使用中はその場を離れない。離れるときは火を消してから離れる。

【↓その他特記事項がある場合】

７ その他

# 放火防止対策

１ 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

２ 倉庫、書庫等は施錠する。

３ 終業時には、必ず施錠する。

【↓その他特記事項がある場合】

４ その他

# 工事等における安全対策

１ 消防用設備等の機能に支障を及ぼす工事等では、「工事中の消防計画」を作成し届出する。

２ 模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を提出させ必要な指示を行う。

３ 防火管理者は工事に立ち会い、又は立会者を指定し、定期的に工事状況を確認する。

４ 工事人に、指定場所以外での喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

５ 工事人に、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定させて提示させる。

【↓その他特記事項がある場合】

６ その他

# 防火・防災教育

１ 防火管理者は、別紙１及び別紙２の「防火・防災の手引き」を活用し、従業員、新入社員等に必要の都度、教育を行う。

２ 管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

３ 管理権原者は、防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

【↓その他特記事項がある場合】

４ その他

# 消防機関への連絡・報告

管理権原者又は防火管理者は、消防機関に以下に掲げる届出等を行う。また、管理権原者及び防火管理者は、届出等を行った書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し及び保管する。

| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| --- | --- | --- |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を変更したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を変更したとき  管理権原者又は防火管理者を変更したとき | 防火管理者 |
| 消防訓練実施の通報 | 消防訓練を計画・実施したとき | 防火管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 年に１回  （総合点検時に報告する。） | 建物所有者等 |
| 【防火対象物点検が必要な場合】  防火対象物点検結果報告 | １年に１回  （特例認定を受けた場合を除く。） | 管理権原者 |
| 防火対象物変更届出 | 建物の間仕切り等の変更、用途の変更等を行う場合において、変更する日の７日前まで | 建物所有者等 |
| 催物開催届出 | 劇場等以外の建築物等において演劇、映画その他の催物を行おうとするとき | 催物の主催者 |
| 禁止行為の解除承認申請 | 劇場、物品販売店舗等の喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みが禁止されている場所において、禁止行為の解除を申請するとき | 建物所有者等 |
| その他（上記以外の法令に基づく届出等） | 法令に定める時期 |  |

# 自衛消防隊の編成、任務等

１ 自衛消防隊の編成及び任務

防火対象物自衛消防隊の編成及び任務は別表２に示すとおりとする。なお、別表２は　　室の見やすい位置に掲示する。

２ 自衛消防隊の装備等

| 装備器材 | 数量 | 保管場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- | --- |
| 消火器 |  |  | 月 |
| ロープ |  |  |
| 携帯用拡声器 |  |  |
| ヘルメット |  |  |
| 携帯用照明器具 |  |  |
|  |  |  |

# 訓練

１ 実施内容等

| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| --- | --- | --- |
| 部分訓練 | 消火、通報、避難誘導等の訓練を個別に行う。 | 月頃・　月頃 |
| その他（　　　　　） |  |
| 総合訓練 | 火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。 | 月頃・　月頃 |

２ 訓練の実施結果等

(1) 防火管理者は、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

(2) 消防訓練を実施する場合、防火管理者は、その旨を「消防訓練実施（計画）報告書」により　　消防署に通報する。

３ 自主防災訓練への参加

地域で行われる自主防災訓練には、積極的に参加する。

# 地震対策

１ 日常の地震対策

(1) 地震時の災害を防止するため、防火管理者は日常点検票（別表１）、自主点検票により点検を実施するとともに、ロッカー等の転倒、落下及び移動防止措置並びに窓ガラスの飛散防止措置を行う。

(2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。

| 非常用物品等 | 備蓄場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- |
| 飲料水 |  | 月 |
| 非常用食料 |  |
| 医薬品 |  |
| 懐中時計 |  |
| 携帯ラジオ |  |
| 携帯用拡声器 |  |
|  |  |

(3) 周辺事業所と協議し、地震発生時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図る。

２ 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 火気使用設備器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

(3) 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

３ 地震時の活動

地震時の自衛消防活動は、別表２を原則とする。

# 別表１

日常点検票（　　　月）

点検実施者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 曜日 | 検査項目 | | | | | | | | | |
| 火気管理 | | | | | | | | 避難施設、防火戸、出入口等 | |
| ガス関係 | 電気関係 | 裸火関係 | 喫煙管理 | 火の元 | 放火防止 | | |
|  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修  （備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火管理者に報告すること。 | | | | | | | |  | 防火管理者  確認 | |  |

# 別表２

自衛消防隊の編成及び任務

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 管理権原者〔　　　　　〕 | | | | |
|  |
|  | 防火対象物自衛消防隊長  〔　　　　　〕 | |  | 防火対象物自衛消防隊長が不在時の代行者兼副隊長  １〔　　　　　〕  ２〔　　　　　〕 | |
|  |  |
|  |  | | | | |
|  |  | 火災時の任務 | | | 地震等発生時の任務 |
|  | 通報連絡班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1) 自動火災報知設備の発信機を押す。（非常ベルを鳴らす。）  (2) 大声で周囲に知らせる。（他階、他事業所を含む。）  (3) 119番通報する。  (4) 防災センター等関係先へ連絡する。  (5) 消防隊への情報提供を行う。  (6) | | | (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。  (2) 防火対象物自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。  (3) |
|  |
|  | 初期消火班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。  (2) 天井に燃え移ったら、消火器による初期消火は中止して避難する。  (3) | | | ○避難誘導担当とする。  (1) 避難誘導に先立ち、出入口等の配置につく。  (2) 避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導を行う。  (3) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。  (4) |
|  |
|  | 避難誘導班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1) 避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導にあたる。  (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。  (3) | | | (1) 避難誘導に先立ち、出入口等の配置につく。  (2) 避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導を行う。  (3) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。  (4) |
|  |
|  | 班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1)  (2)  (3) | | | ○  (1)  (2)  (3) |
|  |

※　　　室の見やすい位置に掲示すること。

# 別図

避難経路図

|  |
| --- |
| 【避難口等が明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し、添付してください。】 |

※　　　室の見やすい位置に掲示すること。

# 別紙１

防火・防災の手引き（新入社員用）

|  |
| --- |
| 消防計画について |
| 消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。 |
| 消火器について |
| １　消火器の設置場所を覚えてください。  消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に２か所以上覚えてください。  ２　消火器の使い方を覚えてください。  使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。 |
| 火気設備・器具について |
| １　火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。  ２　常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。  ３　取扱上の注意事項を守り、故障し又は破損したままで使用しないでください。  ４　地震時には、使用を中止してください。  ５　終業時には点検を行い、安全を確認してください。 |
| 喫煙について |
| １　指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。  ２　吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。  ３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。 |
| 危険物（シンナー、ベンジンなど）の取扱いについて |
| １　使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。  ２　使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。 |
| 避難施設の維持管理について |
| １　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないでください。  ２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。 |
| 放火防止対策について |
| １　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。  ２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。  ３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。 |
| 火災時の対応 |
| １　通報連絡  119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）  防災センター（防災センターがある場合）と防火管理者に連絡します。  ２　消火活動  消火器等を使って、消火活動を行います。  ３　避難誘導  避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。 |
| 地震時の対応 |
| １　身の安全を図ってください。  蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。  ２　火の始末を行ってください。  揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。 |
| その他 |
|  |

# 別紙２

防火・防災の手引き（従業員用）

|  |
| --- |
| 消防計画について |
| 消防計画を再確認してください。  〔消防計画の確認項目〕  (1) 通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (2) 初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (3) 避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (4) 自主検査（日常）の実施担当者（　　　　　　　　　　　）  (5) 自主検査（定期）の実施担当者（　　　　　　　　　　　） |
| 火気設備・器具について |
| １　火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。  ２　常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。  ３　取扱上の注意事項を守り、故障し又は破損したままで使用しないでください。  ４　地震時には、使用を中止してください。  ５　終業時には点検を行い、安全を確認してください。 |
| 喫煙について |
| １　指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。  ２　吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。  ３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。 |
| 危険物（シンナー、ベンジンなど）の取扱いについて |
| １　使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。  ２　使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。 |
| 避難施設の維持管理について |
| １　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないでください。  ２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。 |
| 放火防止対策について |
| １　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。  ２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。  ３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。 |
| 火災時の対応 |
| １　通報連絡  119番通報します。（火災・救急の種別、所在、目標、火災の内容など）  防災センター（防災センターがある場合）と防火管理者に連絡します。  ２　消火活動  消火器等を使って、消火活動を行います。  ３　避難誘導  避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。 |
| 地震時の対応 |
| １　身の安全を図ってください。  蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。  ２　火の始末を行ってください。  揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。 |
| その他 |
|  |